

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」という。）は、平成 16 年 4 月、独立して職権を行使する機関として金融庁に設置されました。審査会発足時の記者会見では、審査会の任務は社会の期待と公認会計士の制度・実務との乖離を埋めることであるとの認識を表明し、以来、審査会は、ますます高まる監査品質に対する社会の期待を常に意識しながら公認会計士監査の質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、投資者の資本市場に対する信頼の向上に努めてまいりました。

1. 本年度を振り返って

審査会の主要業務である「監査事務所に対する審査及び検査等（モニタリング）」「公認会計士試験の実施」及び「公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議」について、それぞれ、第 2 章、第 3 章及び第 4 章で詳しく説明しております。また、近年ますます重要となっている「諸外国の関係機関との協力」については第 5 章で詳しく説明しております。ここでは、「モニタリング」「公認会計士試験」「国際関係業務」の各領域について、平成 30 年度における活動の概要を説明いたします。

(1) 審査会の実施するモニタリングについては、現在「平成 30 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（平成 30 年 7 月からの 1 年間）に基づき進めているところです。平成 30 事務年度のモニタリング結果をまとめた監査事務所検査結果事例集及びモニタリングレポートは、現在、作成に着手したところであります、本年 7 月頃に公表の予定です。

平成 30 年 7 月に公表した「監査事務所検査結果事例集」及び「平成 30 年版モニタリングレポート」については、同年 10 月以降、日本公認会計士協会の本部及び地域会の各会場で事例集の説明を中心とする講演を実施いたしました。また、日本内部監査協会及び日本監査役協会でも同様の講演を実施いたしました。

(2) 公認会計士試験については、本年も例年通り、全国各財務局の協力の下、前年の反省を踏まえて改善を行うとともに、着実な業務の遂行に努め、平成 30 年公認会計士試験を無事実施いたしました。願書提出者数等は昨年に続き前年比増となりました。願書提出者数の増加は、試験に関する情報提供の充実などに努めていることのほか、年々利用率が高まっているインターネット出願の導入に伴う出願時の利便性の向上も功を奏しているものと考えております。

(3) グローバル経済の急速な拡大を背景に、監査業務もグローバル化がめざましく進展する中、審査会は、諸外国の監査監督当局との協力・連携の構築・強化に積極的に努めております。平成30年度は、代表理事国としてその策定に参画した監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の3年間の中期戦略計画が4月開催のオタワ本会合で承認されました。本会合では、世界で起こっている会計不正事件等に伴う監査法人の信頼性に関して、また、イノベーションの進展に伴う将来的な監査の意義に関して、各国の監査監督当局との間で問題意識の共有も図りました。本年1月に東京で開催された代表理事会では、上記の問題意識を踏まえ、IFIARの業務運営や監査のあり方に係るハイレベルな議論を行いました。

2. 第5期を振り返って

本年度は、審査会第5期(平成28年4月～平成31年3月)の最終年度に当たります。第5期における3年間の活動について、あらためて振り返ってみたいと思います。

まず、モニタリング活動については、「監査事務所等モニタリング基本方針—より実効性のある監査の実施のために—」(平成28年5月13日)では、名称を「審査及び検査の基本方針」から「監査事務所等モニタリング基本方針」と変更し、モニタリングの定義を明確にしました。すなわち、モニタリングはオンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を含み、前者は検査を指すとした上で、後者には、監査事務所に対する報告徴収及びヒアリングのほかに、監査事務所や各関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集などの活動も含まれることを明確にしました。この方針に基づき、日本公認会計士協会、監査事務所(大手監査法人、準大手監査法人、さらに中小規模監査事務所も含む)との間ではもちろん、日本取引所自主規制法人、日本監査役協会等との意見交換も積極的に実施してまいりました。

東芝事案を受けて、大手監査法人に対する検査を見直した結果、2年に1回実施していた検査について、各検査の翌事務年度にフォローアップ検査を行うこととし、平成28事務年度より、大手監査法人に対しては毎年検査を行う体制といたしました。

平成29年3月に金融庁より「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)が公表された際には、審査会は、従前よりガバナンス等経営管理態勢、業務管理態勢に重点を置いたモニタリングを実施してきたところであり、監査法人のガバナンス・コードの公表を歓迎するとともに、ガバナンス・コードの趣旨を踏まえて各監査法人が構築・強化した態勢の実効性を検証していく旨を公表しました。

また、モニタリングの結果について、監査事務所、日本公認会計士協会、監査役等へのほか、資本市場関係者、更に広く社会への情報提供の充実に努めてまいりました。具体的には、「監査事務所検査結果事例集」の内容の充実を図ってきたほか、会計監査の

専門家でない方々にも分かりやすく読んでいただけるよう、平成 28 年から多数の図表を使った「モニタリングレポート」の作成・公表を開始し、以後毎年、内容の拡充に努めてまいりました。また、平成 27 年に行った検査結果の第三者開示の拡充に関しては、指摘内容等が関係者に的確に伝達されるよう、平成 28 年に「検査結果通知書」の「特に留意すべき事項」に 5 段階の総合評価を導入いたしました。

次に、公認会計士試験については、新試験制度導入後間もなく減少傾向に入った願書提出者数等の回復を期して、従前より、公認会計士の資格・職業の魅力について社会に広く啓蒙すべく大学等で講演を行うとともに、受験者の勉学努力がより適正に反映されるよう試験問題の改善に努めてまいりました。その結果、経済状況の改善、日本公認会計士協会の普及活動、監査事務所の業務運営の改善等とも相俟って、平成 28 年から願書提出者数・合格者数ともに増加に転じ、現在に至っております。なお、第 5 期中に行つた大学等での講演は、大学(大学院を含む)で 46 回、高校で 6 回の計 52 回となりました。

最後に、国際関係業務について、審査会は、IFIAR 発足前より、各国監査監督機関との協力関係の構築・強化に努めてきたところであり、平成 19 年 3 月に開催された第1回 IFIAR 本会合は東京で引き受けました。常設事務局の設置に際しては、IFIAR 創設以来の我が国の実績を背景に、日本政府一丸となって誘致活動を推進した結果、平成 28 年 4 月開催のロンドン本会合で常設事務局を日本(東京)に置くことが承認されました。金融関係の国際機関本部が日本に設置されるのは初めてのことです。平成 29 年 4 月に常設事務局の開所式が行われ、併せて本会合も東京で開催されました。常設事務局の東京設置を機に、平成 28 年 12 月には、我が国における監査品質の意識向上を図り、IFIAR が目指すグローバルな監査品質の向上に貢献することを目的として、「日本 IFIAR ネットワーク」が設立されました。今後、我が国にも、高品質の監査は企業価値を向上させるという認識が広く浸透していくことが期待されます。

この 4 月に発足する第 6 期審査会においても、引き続き、上述の課題群に積極的に取り組むことによって、投資者の資本市場に対する信頼の向上を図り、ひいては、日本経済、世界経済の健全な発展に貢献していくことを期待します。

平成 31 年 3 月

公認会計士・監査審査会会长

廣木 敏郎